

**令和8年度袋井市ファムトリップ業務委託  
公募型プロポーザル実施要領**

**1 業務名**

令和8年度袋井市ファムトリップ業務

**2 業務発注者**

袋井市 スポーツ文化観光部 文化観光交流課 観光振興係

**3 趣旨、委託業務内容、委託契約期間**

別添「令和8年度袋井市ファムトリップ業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）  
のとおり

**4 選定方法**

公募型プロポーザル方式

**5 委託金額の上限額**

1,500,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

**6 スケジュール**

	内 容	日 程
1	公募開始(市ホームページへの掲載・公告)	令和8年4月21日(火)
2	参加表明書及び質問票提出期限	令和8年5月1日(金) 午後5時まで(必着)
3	参加資格有無の確認連絡	令和8年5月8日(金)
4	質問に対する回答	令和8年5月8日(金)
5	企画提案書等の提出期限 (プレゼンテーションは実施しません)	令和8年5月12日(火) 午後5時まで(必着)
6	選定結果通知	令和8年5月20日(水)〔予定〕
7	契約締結	令和8年5月22日(金)〔予定〕

**7 参加要件**

本プロポーザルへの参加は、次に掲げる要件を全て満たしていることが必要です。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で

あること。

- (2) 参加表明書提出期間において、袋井市工事請負契約等に係る指名停止等措置要綱(平成17年告示第206号)に基づく指名停止措置を受けていないものであること。
- (3) 参加表明書提出期間において、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更正手続開始の申し立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申し立てがなされていない者であること。
- (4) 参加表明書提出期間において、会社法(平成17年法律第86号)第475条若しくは第644条の規定に基づく精算の開始又は破産法(平成16年法律第75条)第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申し立てがなされていない者であること。
- (5) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (6) 袋井市暴力団排除条例(平成23年条例第30号)第2条に定める暴力団及び暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (7) 仕様書に示す業務の実施に必要な知識と能力を有すること。

## 8 参加意思の確認

本プロポーザルに参加を希望する方は、次のとおり参加表明書を提出してください。

### (1) 提出書類

- ア 参加表明書(様式第1号) ※押印不要
- イ 会社概要(様式任意) ※既存のパンフレットや案内書でも可
- ウ 定款
- エ 登記事項証明書(現在事項証明書)
- オ 国税及び地方税に滞納がない旨の証明書

※法人税・消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書(税務署発行納税証明書「その3の3」、法人市民税・固定資産税の納税証明書(市区税事務所発行))

※それぞれ最新年度に発行されたものであること。非課税等の理由で証明書が提出できない場合は、その旨を記載した「理由書」(様式任意)を提出。

- (2) 提出期限 令和8年5月1日(金)午後5時まで(必着)
- (3) 提出部数 1部
- (4) 提出方法 電子メール、郵送又は持参
- (5) 提出場所 下記14に記した「問合せ・提出先」まで
- (6) その他 参加資格の有無については、後日電子メールにて連絡します。

## 9 質疑応答

企画提案等に関する質問は、次により行うものとします。

- (1) 提出書類 質問票(様式第2号) ※押印不要

- (2) 提出期限 令和8年5月1日(金)午後5時まで(必着)
- (3) 提出方法 電子メール ※送信後は、必ず電話で到達確認をしてください。  
※メールのタイトルは「袋井市ファムトリップ質問票(事業者名)」としてください。
- (4) 提出場所 下記14に記した「問合せ・提出先」の電子メールアドレスまで
- (5) 回答方法 参加表明をした全ての事業者に対し、令和8年5月8日(金)までに電子メールで回答します。なお、評価基準の配点、他の応募者に関する質問の他、審査内容に関する質問は受け付けません。

## 10 企画提案書等の提出

企画提案書等は、次のとおり提出してください。

- (1) 提出書類
- ア 企画提案書(様式第3号) ※押印不要
  - イ 企画書(様式及び枚数任意。ただしA4版又はA3版で作成。)
  - ウ 見積書(積算内訳を含む。消費税及び地方消費税を含む。)
  - エ 実施体制(様式任意) ※本業務の責任者、担当者等の実施体制がわかる書類
  - オ 業務工程表(様式任意) ※本業務の実施スケジュールがわかる書類
  - カ 類似事業実績(様式任意) ※既存のパンフレット等でも可
- (2) 提出期限 令和8年5月12日(火)午後5時まで(必着)
- (3) 提出部数 7部(正本1部、副本6部)
- (4) 提出方法 郵送又は持参
- (5) 提出場所 下記14に記した「問合せ・提出先」まで
- (6) 企画提案の内容について
- 仕様書を参照の上、企画書には以下を含めること。
- ア 仕様書に示す業務内容に対する企画提案及び行程。
  - イ 募集方法や参加候補者又はターゲット設定。
  - ウ 本市の食材や特産品など、本市の魅力の発信につながる提案を含めること。
  - エ 仕様書に示す業務以外に独自企画があれば提案すること。
- (7) 留意事項

審査は匿名で行うため、提出書類の副本は、応募者が特定できるような内容(名称、記号、商標、押印、ロゴマーク等)の記入は行わないでください。正本を複製して副本として利用する場合は、副本は、応募者が特定できるような内容は黒塗りするなどして隠してください。(既存のパンフレット等の場合も同様です。)

なお、提出された副本に応募者が特定できるような内容がある場合は、事務局にて該当部分を黒塗りにする場合があります。

## 11 評価選定方法

### (1) 最優秀企画提案者の選定

参加事業者の企画提案書について、本市が定める選定会（委員5人）が、審査基準に基づき公平に書類審査を行い、最高得点者を最優秀企画提案者（委託予定者）として選定します。（プレゼンテーションは実施しません。）

最高得点者が複数の場合は、見積額の最も低い事業者を最優秀企画提案者とします。なお、見積額も同額であった場合は、くじ引きにより最優秀企画提案者を選定します。

### (2) 最低基準点の設定

選定会各委員5人の持ち点（100点）を合算した値（500点）の6割（300点）以上を、最低基準点とし、最低基準点に満たない参加事業者は選外とします。

### (3) 評価基準

	審査項目	審査内容	評価点数
1	事業理解度	本事業の趣旨を十分に理解し、コンセプトを明確にした企画提案になっているか。	15点
2	実施体制	関係先と連携を図り、確実な運営管理ができる内容か。	10点
		円滑な業務を期待できる体制が整っているか。	10点
		同類の業務について実績があるか。	5点
3	提案内容	本市の地域資源や強みを掛け合わせた独創的で新たなコンテンツが含まれているか。	15点
		本事業の趣旨を踏まえたターゲット設定及び被招へい候補者が提案されているか。	15点
		本市ならではの魅力発信が期待でき、高付加価値旅行者にも訴求できる提案内容か。	10点
		ツアー後に被招へい者による効果的な情報発信で、本市の認知度向上を期待できる提案か。	10点
		提案行程は無理なく適切な設定がされているか。	5点
4	業務費用	見積は適切か 見積価格点＝ {5点－(見積価格－最低見積価格)／100千円} ※小数点第2位以下は切り捨てる。	5点
合計			100点

### (4) 失格となる場合

次のいずれかに該当するときは、失格とします。

- ア 本実施要領で定めた内容に適合しないとき。
- イ 提出書類に記載すべき事項が記載されていないとき。
- ウ 提出書類に不備や不足があったとき。

- エ 提出書類に虚偽の記載があったとき。
- オ 選定結果に影響を与えるような不正を行ったとき。
- カ その他不適切な事項があると判断されるとき。

#### (5) 結果通知

- 選定結果は、参加した全ての事業者に通知します。
- なお、選定に関する異議等は一切受け付けないものとします。

## 12 契約の締結

- (1) 契約は、最優秀企画提案者と仕様及び契約条件等について協議し、内容が確定した時点で予算の範囲内で締結するものとします。仕様書の内容は、提案された内容が基本となりますが、協議により最終的に決定するものとし、見積額に変更が生じた場合は再度見積書を提出の上、予算の範囲内で契約を締結するものとします。
- (2) 最優秀企画提案者と協議が整わず契約が締結できない場合は、次点者と順次協議を行うことができるものとします。

## 13 その他の注意事項

- (1) 参加事業者は、企画提案書等の提出をもって、本プロポーザル実施要領の記載内容に同意したものとします。
- (2) 本プロポーザルへの参加に対し必要な費用は、全て参加事業者の負担とします。
- (3) 提出後の書類等について、資料の追加や差し替えは不可とし、採用・不採用にかかわらず返却はいたしません。
- (4) 提出された書類等は、本プロポーザルの審査以外には無断で使用しません。ただし、目的の範囲内において複製することがあります。
- (5) 企画提案書等の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて参加事業者が負うものとします。
- (6) 契約締結までは契約が確定していないことに十分留意し、関係者とトラブルのないようにしてください。

## 14 問合せ・提出先(事務局)

本件に関する書類の提出先及び質問先は、次のとおりとします。

- (1) 担当 袋井市スポーツ文化観光部 文化観光交流課 観光振興係 (担当：鈴木)
- (2) 住所 〒437-0023 静岡県袋井市高尾 1211-1
- (3) 電話 0538-44-3156 (直通)
- (4) E-mail kankou@city.fukuroi.shizuoka.jp